

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 7月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第73号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第15条から第19条まで 削除</p>	<p><u>（総合運動公園の運動施設の利用時間）</u> 第14条の3 総合運動公園の運動施設を利用することができる時間は、午前9時から午後5時（4月1日から10月31日までの日における香川県営野球場の利用にあつては午後9時、5月1日から8月31日までの日における香川県営テニス場、香川県営サッカー・ラグビー場、香川県営第2サッカー・ラグビー場及び香川県営相撲場の利用にあつては午後7時）までとする。 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、総合運動公園の運動施設を利用することができる時間を変更することができる。</p> <p><u>（総合運動公園の運動施設を利用することができない日）</u> 第14条の4 総合運動公園の運動施設を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、総合運動公園の運動施設を利用することができない日を変更し、又は総合運動公園の運動施設を利用することができない日を設けることができる。</p> <p><u>（総合運動公園使用料）</u> 第15条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項に規定する規則で定める使用料（香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。）は、別表第3のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、香川県営野球場の利用に係る使用料（午後5時から午後9時までの間の利用に係るものに限る。）については、その利用が次の各号のいずれにも該当する場合には、別表第3の規定は、適用しない。</p>

(1) 入場料を徴収する場合

(2) 基本施設の全日利用（午前9時から午後9時までの間利用することをいう。以下この号において同じ。）の申込みと併せて当該全日利用に係る夜間照明施設の利用の申込みをする場合

3 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、香川県教育委員会が定める。

(香川県営野球場の使用料の減額)

第15条の2 香川県営野球場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして知事が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を減額する。

(丸亀競技場の利用時間)

第16条 丸亀競技場を利用することができる時間は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競技場 午前9時から午後9時まで

(2) 補助競技場 午前9時から午後5時（4月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日までの日にあつては午後6時、5月1日から8月31日までの日にあつては午後7時）まで

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、丸亀競技場を利用することができる時間を変更することができる。

(丸亀競技場を利用することができない日)

第17条 丸亀競技場を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、丸亀競技場を利用することができない日を変更し、又は丸亀競技場を利用することができない日を設けることができる。

(丸亀競技場使用料等)

第18条 条例別表第2の5(2)の表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料（香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。）は、別表第4のとおりとする。

(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料)

第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、別表第3のとおりとする。

(利用の許可を要する有料公園施設)

第20条の5 略

(1)・(2) 略

2 条例別表第2の5(2)の表香川県立丸亀競技場の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、香川県教育委員会が定める。

3 条例別表第3の2の表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合 別表第4の3の表に定める使用料の額

(2) 附属設備又は器具を利用する場合 別表第4の4の表に定める使用料の額

(丸亀競技場使用料の免除)

第19条 競技場の基本施設を専用使用により利用する者が併せて競技場の会議室又は補助競技場を利用する場合は、当該会議室又は補助競技場の使用料を免除する。

(瀬戸大橋記念公園の施設の使用料)

第20条 条例別表第2の5(2)の表瀬戸大橋記念公園の項に規定する規則で定める使用料は、別表第5のとおりとする。

(利用の許可を要する有料公園施設)

第20条の5 有料公園施設のうち条例第7条の2(条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

(1)・(2) 略

(3) 総合運動公園 香川県営野球場
香川県営第2野球場
香川県営テニスのうち基本施設及び附属施設(シャワー室及びコインロッカーを除く。)並びにシャワー室(団体で利用する場合に限る。)
香川県営サッカー・ラグビー場
香川県営第2サッカー・ラグビー場
香川県営相撲場のうち本土俵並びに練習土俵及び附属施設(これらを専用使用により利用する場合に限る。)

(4) 丸亀競技場 競技場のうち基本施設、第1トレーニングルーム及

(3) 瀬戸大橋記念 略
公園

(利用の許可)

第20条の6 有料公園施設（前条に掲げる施設に限る。第20条の8から第22条までにおいて同じ。）に係る条例第7条の2前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、有料公園施設利用許可申請書（第16号様式の2）を知事（前条第1号に掲げる施設にあっては、所長。次項、次条から第22条まで及び第24条の2において同じ。）に提出しなければならない。

2・3 略

(指定管理者による管理の基準等)

第23条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 総合運動公園 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務（香川県教育委員会が定めるものを除く。）

(4)・(5) 略

3・4 略

5 略

(1)・(2) 略

(3) 略

び第2トレーニングルーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに附属施設（第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームを除く。）

補助競技場（専用使用により利用する場合に限る。）

(5) 瀬戸大橋記念 略
公園

(利用の許可)

第20条の6 有料公園施設（前条第1号、第2号又は第5号に掲げる施設に限る。第20条の8から第22条までにおいて同じ。）に係る条例第7条の2前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、有料公園施設利用許可申請書（第16号様式の2）を知事（前条第1号に掲げる施設にあっては、所長。次項、次条から第22条まで及び第24条の2において同じ。）に提出しなければならない。

2・3 略

(指定管理者による管理の基準等)

第23条 略

2 条例第14条の2第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

(1)・(2) 略

(3)・(4) 略

3・4 略

5 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(1)・(2) 略

(3) 丸亀競技場 第16条及び第17条

(4) 略

(管理の委任)

第26条 略

(1)～(4) 略

(5) 条例第7条の2(条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない有料公園施設を定めること。

(6) 略

(7) 条例第11条ただし書の規定により使用料を減免すること。

(8) 条例第12条ただし書に規定する使用料を前納とする必要がないことの承認

(9) 条例第13条ただし書の規定により使用料を還付すること。

(10) 条例第14条の4に規定する利用料金の承認

(11) 条例第14条の5に規定する利用料金の減免の承認

(12) 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料を定めること。

(13) 条例別表第3の2及び3の表に規定する規則で定める額を定めること。

(14) 有料公園施設の利用時間を定めること。

(15) 有料公園施設を利用することができない日を定めること。

(16) 略

(管理の委任)

第26条 総合運動公園及び丸亀競技場に係る次に掲げる権限は、香川県教育委員会に委任する。

(1) 法第5条第1項に規定する公園施設の設置又は管理の許可

(2) 法第6条第1項に規定する都市公園の占用の許可

(3) 条例第3条第1項に規定する行為の許可

(4) 条例第6条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限

(5) 条例第7条の2に規定する有料公園施設の利用の許可

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理に関する権限

別表第3 (第15条関係)

1 運動施設の使用料

有料公園 施設の名 称	使 用 区 分	午前9時から午後5時までの間に おいて使用 時間を分割 して使用す る場合の1 時間当たり	午前9時前 又は午後5 時後の時間 において使 用する場合 の1時間当 たりの使用 料

			の使用料	
香川県営 野球場	基本施設（ グラウンド、 ダッグアウト、選手控 室、更衣室 及びグラウ ンドキーパ ーブース）	アマチュアスポ ーツの場合 入場料を徴収 しない場合 生徒及び児 童	1,140円	1,140円
		一般	2,850円	2,850円
		入場料を徴収 する場合 生徒及び児 童	入場料の最 高額の30倍 に相当する 額	入場料の最 高額の10倍 に相当する 額
		一般	入場料の最 高額の45倍 に相当する 額	入場料の最 高額の15倍 に相当する 額
		アマチュアスポ ーツ以外の場合 入場料を徴収 しない場合	5,700円	5,700円
		入場料を徴収 する場合	入場料の最 高額の90倍 に相当する 額	入場料の最 高額の30倍 に相当する 額
附属施設	本部室、役員控 室、審判員控室、 バットスイング 場、ブルペン及 びトレーニング スペース	940円	940円	
	記録放送室及び 放送機器	480円	480円	

		スコアボード	1,010円	1,010円
		会議室	480円	480円
		シャワー室		
		温水使用	700円	700円
		温水使用以外	480円	480円
香川県営 第2野球場	基本施設（ グラウンド 及びダッグ アウト）	アマチュアスポ ーツの場合		
		生徒及び児童 一般	900円	900円
		アマチュアスポ ーツ以外の場合	2,270円	2,270円
			4,540円	4,540円
	附属施設	本部室	480円	480円
	記録放送室及び 放送機器	240円	240円	
		スコアボード	240円	240円
香川県営 テニス場	基本施設（ テニスコ ート）	生徒及び児童 一般	350円	350円
			510円	510円
	附属施設	会議室	480円	480円
		記録放送室及び 放送機器	240円	240円
		スコアボード	240円	240円
	シャワー室			
	団体			
	温水使用	700円	700円	
	温水使用以 外	480円	480円	
香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポ ーツの場合		
		入場料を徴収 しない場合		
		生徒及び児 童 一般	780円	780円
			1,960円	1,960円

		<u>入場料を徴収する場合</u> <u>生徒及び児童</u> <u>一般</u> <u>アマチュアスポーツ以外の場合</u> <u>入場料を徴収しない場合</u> <u>入場料を徴収する場合</u>	入場料の最高額の30倍に相当する額 入場料の最高額の45倍に相当する額 3,920円 入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の10倍に相当する額 入場料の最高額の15倍に相当する額 3,920円 入場料の最高額の30倍に相当する額
	附属施設	<u>本部室及び審判員控室</u> <u>記録放送室及び放送機器</u> <u>スコアボード</u> <u>会議室</u> <u>シャワー室</u> <u>温水使用</u> <u>温水使用以外</u>	480円 240円 240円 480円 700円 480円	480円 240円 240円 480円 700円 480円
香川県営第2サッカー・ラグビー場	基本施設（グラウンド） 附属施設	<u>アマチュアスポーツの場合</u> <u>生徒及び児童</u> <u>一般</u> <u>アマチュアスポーツ以外の場合</u> <u>スコアボード</u>	620円 1,560円 3,120円 240円	620円 1,560円 3,120円 240円

香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習 土俵を使用する 場合		
		生徒及び児童	220円	220円
		一般	570円	570円
		練習土俵のみを 使用する場合		
	専用使用の場 合	生徒及び児 童	110円	110円
		一般	280円	280円
附属施設	シャワー室			
	専用使用の場 合			
	温水使用	700円	700円	
	温水使用以 外	480円	480円	

備考

- 1 この表の第3欄及び第4欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
香川県営相撲場	テント	1張り1回	320円

別表第4（第18条関係）

1 競技場の使用料

				午前9時 から午後 9時まで の間にお いて使用	午前9時 前又は午 後9時後 の時間に
	午後5時 から午後	午後1時 から午後	午前9時 から午後		

使用区分		9時まで	9時まで	9時まで	時間を分	おいて使
		の使用料	の使用料	の使用料	割して使	用する場
		の額	の額	の額	用する場	合の1時
					合の1時	間あたり
					間あたり	の使用料
					の使用料	の額
					の額	
基本 施設 (グ ラウ ンド、 雨天 走路 及び 更衣 室)	専用使用の場合					
	アマチュアス ポーツの場合					
	入場料を徴 収しない場 合	1万円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円
	学校、競 技協会、 教育委員 会その他 教育関係 団体(以 下「学校 等」とい う。)					
	学校等以 外のもの 入場料を徴 収する場合	26,600円	4万円	6万円	8,000円	8,000円
	学校等	入場料の 最高額の 100倍に 相当する 額	入場料の 最高額の 100倍に 相当する 額	入場料の 最高額の 100倍に 相当する 額	入場料の 最高額の 30倍に相 当する額	入場料の 最高額の 10倍に相 当する額
	学校等以 外のもの	入場料の 最高額の 150倍に	入場料の 最高額の 150倍に	入場料の 最高額の 150倍に	入場料の 最高額の 45倍に相	入場料の 最高額の 15倍に相

		相当する額	相当する額	相当する額	当する額	当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収しない場合	4万円	6万円	9万円	12,000円	12,000円
	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額
附属施設	第1トレーニンググループ					
	専用使用の場合	5,000円	7,500円	11,300円	1,500円	1,500円
	第2トレーニンググループ					
	専用使用の場合	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
	記録放送室及び放送機器	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
	スコアボード	1万円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円
	会議室	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
	特別会議室	3,300円	5,000円	7,500円	1,000円	1,000円

備考

- 1 この表の第5欄及び第6欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
 - 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。
- 2 補助競技場の使用料

	午前9時から午後5時までの間において使用時間	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する
--	------------------------	-------------------------

使用区分	を分割して使用する場合	る場合の1時間当たりの
	の1時間当たりの使用料 の額	使用料の額
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	800円	800円
学校等以外のもの	1,600円	1,600円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,200円	3,200円

備考

- この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園 施設の名 称	使用区分		種類	使用料の額
競技場	基本施設（グラウンド、雨天走路及び更衣室）	専用使用でない場合		
		生徒及び児童	150円券 (11枚)	1,500円
		一般	300円券 (11枚)	3,000円
	附属施設	第1トレーニングルーム		
	専用使用でない場合			
	生徒	150円券 (11枚)	1,500円	
	一般	300円券 (11枚)	3,000円	

	第2トレーニンググループ専用使用でない場合		
	生徒	150円券 (11枚)	1,500円
	一般	300円券 (11枚)	3,000円
補助競技場	専用使用でない場合 生徒及び児童	50円券 (11枚)	500円
	一般	100円券 (11枚)	1,000円

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	15,000円
	サッカー用器具	一式1回	3,000円
	ラグビー用器具	一式1回	3,000円
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	1万円
	サッカー用器具	一式1回	1,000円

別表第3（第20条関係） 略

別表第5（第20条関係） 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の前日に香川県立丸亀競技場について、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の4の規定により知事がした承認は、同日以後における当該規定の適用については、香川県教育委員会がした承認とみなす。